第3編 地震災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関*は、防災体制を整備 し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向 上に結びつく自主防災組織等の整備を促進し、防災組織体制の万全を期する。

防災組織の整備・充実については「第2編 第1章 第1節 防災組織の整備・充実」の定める ところによる。

【*:「資料編 7. その他 (2) 防災関係機関連絡先一覧」参照】

第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、町、県及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講ずる。

防災情報通信網の整備については、「第2編 第1章 第2節 防災情報通信網の整備」の定めるところによる。

第3節 地震観測計画

地震観測体制の整備・強化を国及び県に要望するとともに、地震動の基礎的データの充実及び 初動体制の確立を図る。

第1 地震観測網

本町に係る地震計の設置状況は、次のとおりである。

所属	震度観測点名称	観測点所在地
福島県	矢吹町一本木	西白河郡矢吹町一本木

第2 福島県震度情報ネットワークシステムの概要

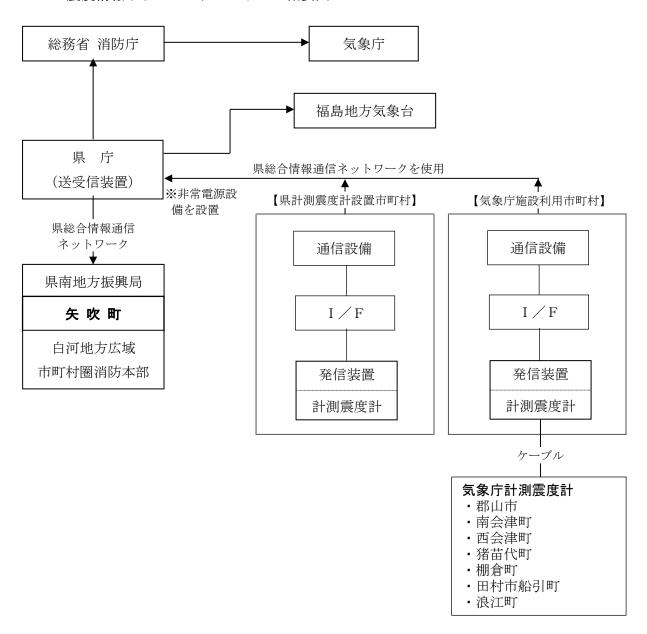
県では、県内の 84 箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の 7 箇所と合わせて 県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

このシステムで得られた震度情報は、県庁を経由し、県総合情報通信ネットワークを通して県 の各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信され、市町村別の被害状況の推定、各種の応急 対策の検討をはじめ、初動体制の充実・強化に活用されている。

また、平成 13 年度に福島地方気象台と接続したことにより、気象庁の地震情報に利用されていることから、震度データの正確な伝送の確保に努めている。

なお、消防庁においても、全国都道府県から送られてくる各市町村別の震度情報を早期に把握 することにより、迅速な広域応援が可能となるよう体制の整備を図っている。

□ 震度情報ネットワークシステムの概要図



第4節 市街地の防災対策

地震が発生した場合、市街地において住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、町は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保等により、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第 1 建築物防災対策

1 矢吹町耐震改修促進計画

町は、町内における住宅・建築物の耐震化を促進するものとして、地震による建築物の倒壊等の被害から住民の命と財産を守ることを目的に、矢吹町耐震改修促進計画を令和4年3月に改定した。

今後も、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案し、耐震改修促進法の改正内容を踏まえて、さらなる耐震化促進の取組みを強化するよう、必要に応じて見直しに取組む。

□ 矢吹町耐震改修促進計画(令和4年3月策定)目次

はじめに

第1 計画の概要

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 耐震化を図る建築物
- 第2 建築物の耐震化に関する目標
 - 1 耐震化の現状
 - 2 耐震化の目標
 - 3 公共建築物の耐震化の目標
- 第3 建築物の耐震化を促進するための施策
 - 1 耐震化に係る基本的な取組み
 - 2 耐震化の支援制度
 - 3 耐震化の環境整備
 - 4 耐震化の啓発及び知識の普及
 - 5 住宅耐震化緊急促進アクションプログ ラムの策定・実行

第4 建築物の減災化を促進する施策

- 1 減災化の基本的対策
- 2 ブロック塀等の耐震対策
- 3 被災建築物の応急危険度判定
- 第5 建築物の耐震化に関するその他の取組
 - 1 町内会等との連携
 - 2 関係部局等の連携
 - 3 その他必要な事項

2 建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和 55 年 に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、町は、県が実施する、建築物の所有者又は管理者に対する、耐震工法及び耐震補強等の重要性についての啓発に協力し、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物について的確な施行に努める。

- (1) 耐震化に関する住民相談の実施
- (2) 耐震性に関する知識の普及
- (3)建築士会等の協力

3 被災建築物の応急危険度判定体制の創設と充実

町は、地震により被災した建築物(一般住宅を含む)が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」に基づき、判定活動体制の構築に努める。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- (1) 町は、容積率400%以上の地域内に存する建築物及び本計画において定めた避難場所までの 避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。
- (2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- (3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について 啓発を行う。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、県と協力し、地震によるブロック塀(石塀を含む。)の倒壊を防止するため、次の施 策を実施する。

- (1) 町及び県は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- (2) 町は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- (4) 町及び県は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

6 建築物不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

町は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は 準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講 じた建築物の建築を推進する。

(2) 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物

については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

町は、県と協力し、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を 確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

町は、白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)及び県と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

町は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。

1 町及び公共的施設管理者による施設の耐震化

(1) 防災上重要建築物の指定

町は、次の施設を防災上重要な建築物に指定する。

ア 防災拠点施設

町役場庁舎、白河地方広域市町村圏消防本部矢吹消防署

イ 避難施設

小・中学校、体育館

ウ 緊急医療施設

保健·福祉、医療施設

(2) 建築設備の耐震性確保

町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を 果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、災害対策本部を設置する 施設においては、優先的に建築設備の耐震性の確保を図る。

なお、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不 測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、業務の継続に必要な非常用設備 の整備を推進する。

(3) ロッカー、書架等の転倒防止対策

町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を 果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止策を行うとともに、転倒防止対策について、定 期的に確認を行う。特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的にロッカー、書 架等の転倒防止対策を行う。

(4) 防災拠点施設の整備等

新たに整備する防災拠点施設には、次に掲げる設備の整備を図る。

- ア 非常電源設備
- イ 耐震性貯水槽
- ウ 県総合情報通信ネットワーク
- エ 備蓄倉庫(災害対策活動要員用物資を対象とする。)
- オ 臨時ヘリポート
- カ 非常用排水設備又は排水槽

なお、役場庁舎の整備にあたっては、上記の施設に加え、災害対策本部が設置されることから、県、防災関係機関からの対策要員等を含めた応急対策にあたることのできるスペース、通信回線等の確保を図る。

(5) 建築物の非構造部材の減災化対策

町(各施設管理者)は、大規模な地震発生時の利用者の安全及び施設の機能維持のため、 建築物の非構造部材について減災化を図る。特に、防災上重要な建築物については、優先的 に非構造部材の減災化を図る。

2 民間施設管理者による施設の耐震化

民間施設管理者は、「矢吹町耐震改修促進計画」に指定された建築物について、耐震診断・ 耐震改修の促進を図る。

第3 防災空間の確保

1 緑地保全地区の指定

町は、県と連携し、都市における樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している 土地の区域で、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のための必要な遮断地帯、緩衝地 帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するものについては、都市緑地保全法に 基づく緑地保全地区を指定し、県が定める「緑の基本計画」に基づき、計画的に指定の推進を 図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

2 公園等の整備

公園等は、地域における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある 長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、住民の多 様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生時には、延 焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

このため、町は、県と連携し、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

3 道路の整備

街区の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、住民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や救援路、さらには防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。

このため、町は、県と連携し、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の 輸送、救急、消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進 する。整備にあたっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

4 防災機能の確保

まちの基盤として整備される道路や公園等は都市の貴重な空間であり、災害時に延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。町は、県と連携し、道路や公園等の都市空間において、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設の整備を検討するほか、ライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

5 オープンスペースの確保

町は、災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第5節 上水道及び下水道災害予防対策

上水道、下水道及び下水処理施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ 速やかに被害施設の復旧を可能にするため、必要な施策を実施する。

第1 上水道施設予防対策

1 水道施設等の整備

町は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進める。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図る。
- (3) 施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。
- (4) 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすること から、町の一般会計の支援を受けるなど、耐震化事業の必要経費の確保を図る。

2 応急復旧用資機材の確保

町は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておく。

3 相互応援

町は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者や地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図る。

第2 下水道施設予防対策

1 下水道施設の整備

町は、地震に対する下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じて次の対策を実施する。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設についての耐震計算を行い、その他の施設にあっては、 ある程度の地震被害を想定して、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図るとと もに、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。
- (2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。
- (3) 地震の程度により排水機能に支障をきたす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。
- (4) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、 埋め戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行う。

- (5) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。
- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

2 応急復旧用資機材の確保

町は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の 優先調達を図る。

また、地震発生時にすぐに対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要のある箇所を特定するための下水道防災マップの作成に努める。

3 要員の確保

町は、応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を推進する。

4 福島県下水道防災連絡会議

町、県及び下水道関係の公共的団体からなる福島県下水道防災連絡会議が組織されており、「福島県下水道防災計画」の策定及び同計画の具体的な実践と震災対策等の推進を図るとともに、災害発生時の協力体制の整備を目的としている。

第6節 電力、ガス施設災害予防対策

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力及びガスの供給を図るため予防措置を講ずる。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、災害が発生するおそれがある場合又は発生 した場合に対処するため、災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組 織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 施設の耐震性の強化計画

ア 送電設備

- (ア) 架空電線路
- (イ) 地中電線路

イ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、 電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行うものと する。建物については、建築基準法による耐震設計を行うものとする。

ウ配電設備

軟弱地盤箇所について、根かせの増加取付等による支持物基礎の補強、変台コマの取付 けや捕縛方法の強化等で柱上変圧器の設置を行う。

(2) 電気工作物の点検・調査等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう、維持管理し、さらに 事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合 には特別の巡視)並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとす る。

(3) 災害対策用資機材の確保

ア 災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

イ 災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速 かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災 害時における復旧応援要綱」(中央電力協議会策定)に基づき、他電力会社及び電源開発 (株)と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力 の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

ア 従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、

検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対 策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 ガス施設[LPガス]災害予防対策

1 防災体制の確立

LPガス供給事業者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、 初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、 初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の 早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) LPガス設備の耐震性の強化計画

ア 消費先の容器置場等

火気との距離を確保するために消費先の容器置場に隔壁等を設置する場合は、耐震性を 考慮し施工することはもちろんのこと、既設の隔壁等についても耐震性等の評価を行い、 必要に応じ、強化等の措置を講ずるものとする。

イ 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、 適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

ウ 耐震性配管への切り替え埋設配管は、耐震性の高い配管を設置するものとし、既設埋設 配管についても計画的に耐震性の高い配管へ切替えを行うものとする。

エ 安全器具の設置

耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置はもちろんのこと、集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

オ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。 なお、設置にあたっては、地震発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世 帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

地震発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的 確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

ア 修理用工具類

- イ 車両、機械
- ウ 点検用工具類
- 工 非常食、飲料水
- 才 救急医薬品
- カ 緊急支援用物資(カセットコンロ、カセットボンベ等)
- キ 補修用・仮設住宅用機器(充てん用容器、ガスメーター、調整器等)

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、(一社)福島県LPガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定(復旧作業の優先順位)にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、 官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

- ア 住宅地図の整備・管理の在り方
- イ 集合住宅の開栓の在り方
- ウ 合理的な緊急点検の方法

(5) 防災訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、町災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

街区において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防 災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協 議しておくものとする。

第7節 鉄道施設災害予防対策

地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、かつ、鉄道施設の耐 震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、各施設毎に予防措置を講ずる。

第 1 東日本旅客鉄道(株)施設災害予防対策

1 防災体制の確立

- (1) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、東北本部及び仙台支 社内・現地に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営の 方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。
- (2) 災害の情報を迅速かつ的確に把握するため、災害対策組織内での状況報告の方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、関係機関及び町、県と密接な情報連絡を行うための必要な措置等についても定めておくものとする。

2 事業計画

- (1) 施設の耐震性の強化計画
 - ア 土木建築物の変状、若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施する とともに、線路等災害警備計画を作成し、気象異常等の線路巡回計画を定める。
 - イ 関係箇所長は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、 関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。
- (2) 地震計の設置

地震計を設置するとともにあらかじめ運転規制区間を定めておくことにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図るものとする。

- (3) 要員及び資機材の確保
 - ア 災害復旧に必要な要員及び資機材を確保するため、あらかじめ非常招集計画を定め、必要な資機材を常備しておくとともに、関係協力会社との協議要領を定める。
 - イ 復旧に必要な資機材及び災害予備貯蔵品を備蓄している関係箇所長は、定期的に点検を 行い、その保有数の確認と機能保持に努める等の保守管理体制を確立する。
 - ウ 自動車を保有する関係箇所長は、災害復旧に必要な要員及び輸送計画を定めるとともに、 緊急通行車両の事前届出を県警察本部又は白河警察署に行い、事前承認を受ける。
- (4) 防災業務施設及び設備の整備
 - ア 関係気象官署(福島地方気象台等)との連絡を緊密に行い、地震情報等の収集伝達、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておく ものとする。
 - イ 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話等を配備して おくものとする。
- (5) 電力の確保

災害時における列車の運転用・営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装

置及び予備電源設備を活用するとともに、電気事業者からの受電方策等を講ずる等、早期給 電体制の整備に努める。

(6) 防災教育の実施

社員に対し、災害予防に関する講習会・説明会の開催、パンフレット等の配付を行うとと もに、日常業務を通じて次により必要な教育を行う。

- ア 予想される災害及び対策に関する知識
- イ 風水害及び地震発生時にとるべき初動措置
- ウ 事故処理要領に関する知識
- エ 社員が果たす役割及びその他必要な教育

(7) 防災訓練の実施

社員に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、町、県及び防 災関係機関が行う合同防災訓練に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。

- ア 非常参集訓練及び災害発生時の初動措置訓練
- イ 消防(通報、消火、避難)訓練及び救出・救護訓練
- ウ 旅客等の避難誘導訓練

第8節 電気通信施設等災害予防対策

電話施設の予防対策は、災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災 構造化を実施する。また、災害が発生した場合に備えて、東日本電信電話(株)福島支店に災害等 対策実施細則を制定し迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

第1 施設の現況

1 建造物・設備等の現況

(1)交換機設置ビル

過去の大規模な地震や被害状況を参考として、耐震、耐火構造のビル設計を行うとともに、 地震に起因する火災や降雨による浸水等の二次災害を防止するため、地域条件に即して防火 扉、防水扉等を設置している。

(2) 所内設備

ア 所内に設備する通信用機器は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等に よる耐震措置を行うとともに、脱落防止等の措置を行っている。

イ 通信機械室に装備してある器具・工具、試験器等は、耐震対策を施し、棚等は不燃性の ものを使用している。

(3) 所外設備

ア 地下ケーブル

地下ケーブルは、耐震性の高い洞道への収容及び移設を随時実施している。

イ 橋りょう添架ケーブル

二次的災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

2 災害対策用機器

(1) 災害対策用無線機

復旧作業用として衛星携帯電話機を常備している。

(2) 非常用可搬型交換装置

所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換機装置として、全国 主要都市に非常用可搬型交換装置を配備している。

(3)移動電源車

災害時等の長時間停電対策として、移動電源車を福島県内主要拠点に配備している。

(4) 所外設備応急用資材

所外設備が被災した場合、応急措置として、各種応急用ケーブル等を配備している。

第2 実施計画

1 施設・設備等の確保施策

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施中である。

(1)公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。

- (2) 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に臨時 公衆電話を設置し、一般住民の使用に供する。
- (3) 架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害(火災)に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。
- (4) 交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。
- (5) 商用電源が停止した場合の対策として、予備エンジンを常備しているが、さらに被災した場合を考慮して、移動電源装置、可搬型電源装置を配備している。
- (6) 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置を県内主要地域に配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。

2 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう次の訓練を、単独又は共同するなどして実施する。

- (1) 気象に関する情報伝達訓練
- (2) 災害時における通信疎通訓練
- (3) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- (4)消防及び水防の訓練
- (5) 避難及び救助訓練

3 防災関係機関との相互協力、連携強化

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関に対し協力要請する 必要がある場合の要請方法等を明確にしておくものとする。

(1)物資対策

県及び町等に対する燃料、食料等の特別配給要請。

(2) 電源対策

商用電源の供給要請。

(3) お客様対策

お客様に対する故障情報、回復情報、輻輳回避策等の情報提供を行うための報道機関への 要請

第9節 道路、橋りょう等災害予防対策

町をはじめ施設等の施設管理者は、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対 策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第1 町管理の道路及び橋りょう災害予防計画

1 現況

地震による道路の被害は、高盛土部分の路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか 地盤の亀裂、陥没、沈下、隆起に伴う道路施設の破壊が予想される。

本町には、土砂災害危険箇所が存在している。また、橋りょうについては、老朽化しているものや耐震設計を満足しないものなどがあるため、耐震性の向上を図るとともに、落橋防止対策が必要である。また、トンネルにおける、二次的な災害を防止するための防災施設についても今後改善する必要がある。

2 計画目標

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面防護工、落石防護工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、国、県の協力を得ながら必要な対策を講ずる。事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

3 実施計画

(1) 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法の決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

ア 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、「道路防災総点検について(平成8年8月9日付け建設省通知)」に基づき平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について(平成29年7月21日付け国土交通省通知)」を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要のある橋りょうについては、落橋等の甚 大な被害を防止する耐震対策(耐震性能3)を実施する。

イ 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について(平成 29 年 7 月 21 日付け国土交通省通知)」を適用し、建設する。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

- (ア) 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能 を確保することを目的として行う。
- (イ) 耐震設計にあたっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い 構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有す

るように配慮しなければならない。

(3) 道路情報提供装置の整備

道路障害発生時における道路交通情報の提供を図るため、道路情報提供装置を整備する。

(4) 道路開通用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう民間業者との協力体制を充実し、道路開通用資機材を緊急配備ができるように体制の整備を図る。

第2 直轄管理の国道及び橋りょう災害予防計画(東北地方整備局)

1 現況

地震による道路の被害としては、洪積層地域では亀裂・陥没・沈下・隆起が、高盛土部では 地すべり・地割れ等が、また切土部・山岳部においては土砂崩壊・落石等が予想される。その 他、軟弱地盤地帯では地震による液状化も予想される。

また、橋りょうについては、損傷等も予想される。

2 計画目標

土砂崩壊、落石等の危険箇所については、法面防護工の設置、また、老朽橋については架換え、補強等を行い、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

3 実施計画

(1) 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、必要な点検・調査を実施し、 補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

ア 道路切土法面、盛土法面等の点検調査

道路路面への崩落が予想される法面箇所等について、必要な点検・調査を実施する。

イ 道路の防災対策工事

上記アの点検・調査に基づき道路の防災対策工事が必要な箇所について、工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

震災時における橋りょう機能の確保のため、所管橋りょうについて必要な点検・調査を実施し、補強等対策工事を推進する。

ア 橋りょう耐震点検調査

所管施設の地震に対する安全性等に関して必要な点検・調査を実施する。

イ 橋りょうの耐震補強の実施

上記アの点検・調査に基づき補強等対策工事が必要な橋りょうについて、補強工事を実施する。

ウ 耐震橋りょうの建設

新設橋りょうは、道路橋示方書に基づき建設する。

(3) 道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できる

よう民間との応援協定等に基づき、道路啓開用資機材を緊急配備ができるよう体制の整備を 図る。

第3 高速自動車道及び橋りょう災害予防計画

1 現況

本町を通過する東日本高速道路(株)管理の高速道路は、東北自動車道がある。

構造は高架、橋りょう、トンネル、盛土部等からなり、高架、橋りょうなどについては、「橋、高架の道路等の技術基準について」(平成13年12月27日付け国土交通省通知)に従い設計されている。

2 計画目標

高速道路は、耐震設計基準に従い、地質・構造等の状況に応じて安全性の確保が図られているが、さらに安全性を高めるために、必要な補強、点検、整備等を行う。

3 実施計画

- (1) 地震に対し十分耐え得るよう設計施工されており、落橋の可能性は少ないが、定期的に点検を実施する。
- (2) 通行障害発生時における道路情報提供を図るべく、必要な箇所については各種情報板の改良整備を行う。
- (3) トンネル内障害発生時における防災設備について、必要に応じてトンネル内の防災設備の 改良整備を行う。
- (4) 災害応急復旧用各種車両、資機器材等の備蓄、拡充に努める。

第4 農道及び橋りょう災害予防計画

1 現況

地震による農道の被害は、切土部及び斜面の土砂崩落、落石等の発生が予想される。橋りょうについては、経年により老朽化しているもの、耐震上不十分なもの等が見受けられる。

2 計画目標

町は、地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、次のとおり、土砂崩落及び落石の危険箇所*に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架替、補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

【*:「資料編 4. 河川及び水防、土砂災害の危険箇所 (2) 土砂災害が発生するおそれがある箇 所」参照】

3 実施計画

(1) 農道の保全

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとと もに、県と協議のうえ、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

(2) 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、農道管理者が個別施設計画に基づき、定期的な点検と計画的な予

防保全対策を実施する。

第5 道路付帯施設災害予防計画(県警察)

1 現況

地震による交通安全施設の被害は、施設の倒壊、損傷、信号灯器の滅灯等が予想される。 したがって、軟弱地盤地帯における施設の調査と補強及び老朽施設の更新並びに主要交差点 信号機の滅灯に対処するため、交通信号機電源付加装置(発動発電機等)の整備が必要である。

2 計画目標

軟弱地盤箇所施設及び老朽施設については、更新、補強等を推進する。主要交差点については、交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

3 実施計画

(1) 地盤軟弱地帯の調査と補強

施設の設置場所について必要な調査を行うとともに、人家や道路上に倒壊するおそれのあるものについては、補強、補修を実施する。

(2) トンネル防災施設の整備

町内の主要トンネルについて、トンネル防災施設の整備を促進する。

(3) 老朽信号機等の更新、整備

老朽信号機、道路標識等の交通安全施設については、交通安全施設等整備計画により計画 的に更新、整備する。

(4) 信号機電源付加装置の整備

町内の主要交差点に信号機電源付加装置を整備する。

(5) 可搬式発動発電機の整備

災害により信号機に障害が発生した場合、信号機機能の仮復旧又は信号機による交通整理 を行うための可搬式発動発電機を整備する。

(6) 道路交通情報収集、提供装置の整備

道路障害発生時における、道路交通情報の収集、提供を図るため道路交通情報収集、提供装置を整備する。

(7) 電源バックアップシステムの整備

災害の発生に備え、交通管制センター (サブセンター) の耐震機能の強化を推進するとと もに、停電に対処するため、電源バックアップシステムを整備する。

第6 電線共同溝の整備(各道路管理者)

1 現況

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、電線類(電力線、電話線他)の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝の整備を図る必要があると考えるが、福島県における整備率は低い状況にある。

第9節 道路、橋りょう等災害予防対策

2 計画目標

道路管理者は、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)等の事業者と協議のうえ、電線共同溝の整備を推進する。

第 10 節 河川等災害予防対策

河川、ため池*等は、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備にあたっては、国、県及び関係機関と連携し、耐震性に十分配慮し、計画的に 予防対策を実施する。

【*:「資料編 4. 河川及び水防、土砂災害の危険箇所 (1) 町内河川、(4) 防災重点農業用ため 池」参照】

第 1 河川管理災害予防対策

1 現況

本町の河川は、阿武隈川、泉川、隈戸川、阿由里川が有り、特に未改修地域を有している。 このような状況で、地震により堤体に被害が発生した場合は、その後の降雨などにより、浸水 被害を引き起こす可能性があるため、河川改修については、国・県の協力を得ながら計画的に 改修を進める。

2 計画

町は、県と連携のもと河川改修について、今後とも計画的に推進する。 また、地震により河川管理施設が被災した場合は早急に復旧し浸水被害に備える。

第2 ため池施設災害対策

ため池施設災害対策については、「第2編 第1章 第4節 第1 3 その他の施設の維持、管理、補修」の定めるところによる。

第 11 節 地盤災害等予防対策

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、 地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理 解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。 このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、災害時の被害を軽減するための諸対策を 実施していく。

第 1 急傾斜地災害予防対策

1 現況

急傾斜地崩落危険箇所では、地震により地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所10箇所の土砂災害危険箇所*がある。

【*:「資料編 4. 河川及び水防、土砂災害危険箇所 (3) 急傾斜崩壊危険箇所」参照】

2 計画

町は、地震や降雨に伴うがけ崩れによる災害から住民の生命と財産を守るため、国・県の協力を得ながら、ハード対策として避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設の保全を重点化した急傾斜地崩壊防止施設整備を推進するとともに、ソフト対策として急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ災害に対処するための警戒避難に関する広報や、がけ崩れ災害による被害を軽減をするため、がけ崩れに関する土砂災害警戒区域等の指定と、県と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

また、広報を行い、住民への周知徹底を図るとともに、梅雨期など必要と判断される時には危険箇所の点検を実施する。

地震により、災害が甚大になると想定される集落等に近接する危険箇所について、国・県の協力を得ながら、防災事業の促進を図る。

第2 造成地の災害予防対策

1 現状

町は、県と連携のもと、造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規 正法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築 確認等の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行うこととしている。

2 造成地における基準等

(1) 災害危険区域等の扱い

災害危険区域(建築基準法)、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市 計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

(2) 人口がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他

の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。

(4) 消防水利の設置

宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。

(5) 設計者の資格

一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。

(6) 小規模造成地の扱い

宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全 について指導する。

第3 液状化災害予防対策

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止 する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、 開発事業者は、大規模開発にあたって、町、県及び国と十分な連絡調整を図る。

また、町は、個人住宅等の小規模建築物について、液状化対策に有効な基礎構造等、県の策定するマニュアル等による普及を図る。

町は、国、県と連携して、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

第4 二次災害予防対策

町は、県と連携し、地震、降雨等による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂 災害警戒区域等を、専門技術者(斜面判定士、山地防災ヘルパー)等を活用し点検する体制の整 備を図る。

また、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

第 12 節 火災予防対策

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、 同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大 要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する。

第 1 出火防止対策

1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町は、白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)及び県等と連携し、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及・啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気ブレーカーの遮断及びガスの 元栓閉鎖など避難時における対応についての普及・啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町は、白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)と連携し、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、 失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要 がある。そのため、白河地方広域市町村圏消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、 選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、白河地方広域市町村圏 消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に宿泊施設等不特定多 数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底に ついて指導を行う。

第2 初期消火体制の整備

初期消火体制の整備については、「第2編 第1章 第5節 第4 初期消火体制の整備」の定めるところによる。

第3 火災拡大要因の除去計画

火災拡大要因の除去計画については、「第2編 第1章 第5節 第5 火災拡大要因の除去計画」 の定めるところによる。

第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

消防力の強化及び広域応援体制の整備については、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」及び「第2 広域的な応援体制の整備」の定めるところによる。

第5 消防水利の整備

町は、県の指導のもと、地震による消火栓等人工水利の障害に対応できる耐震性の貯水槽の整備や河川水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努め、消防水利の基準の達成に努める。

第6 救助体制の整備

白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、震災に対応できるよう訓練を充実するものとする。

また、町は自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を 行うなど初期救助の体制整備を図る。

第13節 積雪・寒冷対策

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定される。

このため、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

第1 積雪・寒冷対策の推進

積雪期に対応した地震対策は、除・排雪体制の整備等、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

このため、町は、県及び防災関係機関と相互に連携協力して実効ある積雪・寒冷対策の確立に 努める。

1 道路交通の確保

地震発生時には、町や県と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、町は、除・排雪体制の充実を図るとともに、安全な道路交通の確保に努める。

(1) 防災体制の充実

道路管理者は、高速自動車道、一般国道、県道及び町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

また、道路管理者は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、自然条件(地形、積雪状況等)に適合した除雪機械の充実に努める。

(2) 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通障害を予防する ための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的なマヒにより、孤立する集落が発生することが考えられるため、 町は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

また、町は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、臨時ヘリポート(場外離発着場を含む。)の除雪体制の強化を図る。

第2 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び県は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造基準を遵守するよう指導等に努める。

また、町は、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティアによる協力など地域における相互援助体制の確立に努める。

2 積雪期における避難路・避難場所の確保

町、県及び防災関係機関は、消融雪施設(流雪溝等)の整備を進めるとともに、避難路・避 難場所の確保に努める。

第3 寒冷対策の推進

1 避難所対策

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、町はストーブ等電源を要しない暖房 機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、 救出用スノーボート等)の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、 積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被 災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第14節 緊急輸送体制の整備

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を図る。

緊急輸送体制の整備については、「第2編 第1章 第8節 緊急輸送体制の整備」の定める ところによる。

第 15 節 避難対策

大地震による災害は、火災などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、 町及び防災関係機関等は、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第1 避難計画の策定

町は、地震による火災、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定にあたっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

避難計画の策定については、「第2編 第1章 第9節 第1 避難計画の策定」の定めるところによる。

第2 指定緊急避難場所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第 49 条の4 の規 定に基づきあらかじめ指定等の手続きを行う。

指定緊急避難場所については、町は、地震に伴う火災等に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物が無い場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の解放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

指定緊急避難場所の指定等については、「第2編 第1章 第9節 第2 指定緊急避難場所の指 定等」の定めるところによる。

第3 指定避難所の指定等

指定避難所の指定等については、「第2編 第1章 第9節 第3 指定避難所の指定等」の定めるところによる。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点については、「第2編 第1章 第9節 第4 指定 緊急避難場所等を指定する場合の留意点」の定めるところによる。

第5 避難路の選定

避難路の選定については、「第2編 第1章 第9節 第5 避難路の選定」の定めるところによる。

第6 避難場所等の住民等に対する周知

避難場所等の住民等に対する周知については、「第2編 第1章 第9節 第6 避難場所等の住

民等に対する周知」の定めるところによる。

第7 学校等施設における避難計画

学校等施設における避難計画については、「第2編 第1章 第9節 第7 学校等施設における 避難計画」の定めるところによるる。

第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進については、「第2編 第1章 第9節 第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進」の定めるところによる。

第16節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予想される。

このため、町は、医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図る。

医療(助産) 救護・防疫体制の整備については、「第2編 第1章 第10 節 医療(助産) 救護・防疫体制の整備」の定めるところによる。

第 17 節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定 及び罹災証明書発行体制の整備

第 17 節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画 の策定及び罹災証明書発行体制の整備

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、 災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策 定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

また、住民は、「最低3日間・推奨1週間分」の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を日頃から備えておくものとする。

食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備については、「第2編 第1章 第11節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備」の定めるところによる。

第18節 航空消防防災体制の整備

大規模地震発生時においては、同時多発的な被害の発生とともに、陸上交通網の被害が予想され、ヘリコプターを活用した人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。このため、町は県及び白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)と連携し、消防防災ヘリコプター「ふくしま」の活用等、航空消防防災体制の整備を図る。

航空消防防災体制の整備については、「第2編 第1章 第12節 航空消防防災体制の整備」の 定めるところによる。

第 19 節 防災教育

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災 関係機関は、日頃から地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生 が予想されることから、住民一人ひとりが自らの命と財産を守るため、日頃から個人や家庭にお いて防災対策を講ずるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活 動を定期的に実施し、自助・共助の取組みを充実させることが重要である。

このため、町及び防災関係機関は、住民に対し地震防災上必要な防災知識の普及・啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努める。

第1 一般住民に対する防災教育

一般住民に対する防災教育については、「第2編 第1章 第13節 第1 一般住民に対する防 災教育」の定めるところによる。

第2 防災上重要な施設における防災教育

町、県及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、宿泊施設、その他不特定多数の人々が集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設について、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

1 病院及び社会福祉施設等における防災教育

病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、地震発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、地震に対する防災教育を徹底するものとする。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を 日頃から定期的に実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、 パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

2 宿泊施設等における防災教育

(1)避難誘導訓練等の実施

宿泊施設等の不特定多数の者を収容する施設等においては、地震発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的に実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

(2) 防火管理体制の教育

地震に伴う出火による人的、物的損害を最小限度にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要がある。そのため、白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)は防火管理者講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させるものとする。

3 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者等は、 各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、 従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練については、「第2編 第1章 第13節 第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練」の定めるところによる。

第4 学校教育における防災教育

学校教育における防災教育については、「第2編 第1章 第13節 第4 学校教育における防災教育」の定めるところによる。

第5 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承については、「第2編 第1章 第13節 第6 災害教訓の伝承」の定めるところによる。

第20節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第 48 条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、本計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、 地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加 についても配慮する。

防災訓練については、「第2編 第1章 第14節 防災訓練」の定めるところによる。

第21節 自主防災組織の整備

地震災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る。」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人 命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分周知し、防災活動の推進を図ることが重要である。

自主防災組織の整備については、「第2編 第1章 第15節 自主防災組織の整備」の定めると ころによる。

第22節 要配慮者対策

地震災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

要配慮者対策については、「第2編 第1章 第16節 要配慮者対策」の定めるところによる。

第23節 ボランティアとの連携

大規模な地震災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対し、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図る。

なお、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

ボランティアとの連携については、「第2編 第1章 第17節 ボランティアとの連携」の定めるところによる。

第3編 地震災害対策編第1章 災害予防計画

第 24 節 危険物施設等災害予防対策

地震による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物等施設の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

危険物施設等災害予防対策については、「第2編 第1章 第18節 危険物施設等災害予防対策」 の定めるところによる。

第25節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR(企業の社会的責任)の一環として、災害対応への協力に積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な場面で企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

災害時相互応援協定の締結については、「第2編 第1章 第19節 災害時相互応援協定の締結」 の定めるところによる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

町及び防災関係機関は、町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び本計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てをあげて、災害応急 対策活動に協力するものとする。

なお、文中の「部長」「班長」等の名称は、災害対策本部組織においてその職に至ることとなる行政組織の職名を読み替える。

応急活動体制については、「第2編 第2章 第1節 応急活動体制」の定めるところによる。

第2節 職員の動員配備

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動 を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にし、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行う。

第1 配備基準

1 災害対策本部設置前の体制

(1)警戒配備

[指揮者] まちづくり推進課長

種別	配 備 時 期	配 備 内 容	
	1 本町で震度4又は震度5弱の地震	○ 次の課等の職員数の20%を配置する。	
	を観測したとき。	• 総務課	
	2 その他、必要により町長が当該配	・企画・デジタル推進課	
	備を指令したとき。	・まちづくり推進課	
		• 農業振興課	
		• 商工観光課	
警戒配備		• 都市整備課	
一般配		・上下水道課	
備		・教育委員会	
		・必要に応じて、上記以外の課等	
		〇 初動処理事項	
		・地震情報の収集・伝達	
		・関係機関との連絡調整	
		・火災など二次災害の状況の情報把握	
		・その他、伝達事項	

2 災害対策本部設置後の体制

※震度5 (強)以上の地震が発生した際には、災害対策本部が自動設置される。

(1) 第一非常配備

[指揮者] 本部長(町長)

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
第	1 本町で震度5強の地震を観測した	各課等の長は、職員数の 50%を配置して災
_	とき。	害応急対策活動ができる体制をとり、又は
非党	2 その他、必要により町長が当該配	災害応急対策活動を実施する。
非常配備	備を指令したとき。	事態の推移に伴い、第二非常体制に円滑に
備		移行できる体制とする。

(2) 第二非常配備

[指揮者] 本部長(町長)

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
	1 本町に震度6弱以上の地震を観測	対策本部各部各班の概ね全員及び協力機
	したとき。	関をもって災害応急対策本部活動を実施す
	2 その他、必要により町長が当該配	る体制とする。
	備を指令したとき。	通信途絶により動員伝達が不能となるこ
第		とから自主参集するものとする。
		○ 配備対象としない職員
非党		・自らが負傷し、勤務できない職員
一非常配備		・自家等の災害対策にあたらなければなら
備		ない職員
		・乳幼児、老人、病人等の世話にあたらな
		ければならない職員
		上記にあっては、勤務公署へ報告を速や
		かに行うよう努めるものとする。

第2 各配備下における活動要領

各配備下における活動要領については、「第2編 第2章 第2節 第2 各配備下における活動要領」の定めるところによる。

第3 配備人員

配備人員については、「第2編 第2章 第2節 第3 配備人員」の定めるところによる。

第4 動員伝達方法

動員伝達方法については、「第2編 第2章 第2節 第4 動員伝達方法」の定めるところによる。

第5 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、地震が発生したときは、動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につく。ただし、直ちに参集することが危険と判断される場合は、所属長に連絡することとし、所属長は、職員の安全が確保されるよう参集時期を指示するものとする。

町内において震度6弱以上を観測する地震の発生を覚知したとき、又は当該地震に関する情報が発表されたときは、交通の途絶、職員自身あるいは職員の家族の被災等により職員の参集が困難となり、災害対策本部要員が不足することが想定されるので、参集可能な全ての職員が一旦参集し、配備につくこととする。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、直 ちにその状況について、所属長に報告する。

また、職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、 最も近い町の機関、施設等に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従

第2節 職員の動員配備

い、その業務を応援する。

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

職員配備状況の報告と安否確認の実施については、「第2編 第2章 第2節 第6 職員配備 状況の報告と安否確認の実施」の定めるところによる。

第7 消防団員の動員

消防団員の動員については、「第2編 第2章 第2節 第7 消防団員の動員」の定めるところによる。

第3節 地震災害情報の収集・伝達

地震災害が発生したとき、各防災関係機関*相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速 かつ確実に伝達する。

また、町の区域に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行う。

【*:「資料編 7. その他 (2) 防災関係機関連絡先一覧」参照】

第1 地震情報等の受理伝達

1 気象庁の地震情報

(1) 地震情報の種類とその内容

(1) 地震情報の種類とその内容				
地震情報の 種類	発表基準	内容		
震度速報	○震度3以上	○地震発生約1分半後に震度3以上を観		
		測した地域名(全国を 188 地域に区		
		分)と地震の揺れの検知時刻を速報		
震源に関す	○震度3以上	○地震の発生場所(震源)やその規模		
る情報	(津波警報等を発表した場合は発表	(マグニチュード)を発表		
	しない)	○「津波の心配がない」又は「若干の海		
		面活動があるかもしれないが被害の心		
		配はない」旨を付加		
震源・震度	以下のいずれかを満たした場合	○地震の発生場所(震源)やその規模		
に関する情	○震度3以上	(マグニチュード)、震度3以上の地域		
報	○津波警報等発表時	名と市町村毎の観測した震度を発表		
	○若干の海面変動が予想される場合	○震度5弱以上と考えられる地域で、震		
	○緊急地震速報(警報)を発表した	度を入手していない地点がある場合		
	場合	は、その市町村名を発表		
各地の震度	○震度1以上	○震度1以上を観測した地点のほか、地		
に関する情		震の発生場所(震源)やその規模(マ		
報		グニチュード)を発表		
		○震度 5 弱以上と考えられる地域で、震		
		度を入手していない地点がある場合		
		は、その地点名を発表		
		※地震が多発発生した場合には、震度3		
		以上の地震についてのみ発表し、震度		
		2以下の地震については、その発生回		
		数を「その他の情報(地震回数に関す		
		る情報)」で発表		
その他の情	○顕著な地震の震源要素を更新した	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせ		
報	場合や地震が多発した場合など	や地震が多発した場合の震度1以上を		
		観測した地震回数情報等を発表		
推計震度分	○震度 5 弱以上	○観測した各地の震度データを基に、250		
布図		m四方ごとに推計した震度(震度4以		
		上)を図情報として発表		

地震情報の 種類	発表基準	内容
長周期地震	○震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等につ
動に関する		いて、地震の発生場所(震源)やその規
観測情報		模(マグニチュード)、地域ごと及び地点
		ごとの長周期地震動階級等を発表(地震
		発生から約 10 分程度で気象庁ホームペー
		ジ上に掲載)
遠地地震に	国外で発生した地震について以下の	○地震の発生時刻、発生場所(震源)や
関する情報	いずれかを満たした場合等	その規模(マグニチュード)を概ね 30
	○マグニチュード 7.0 以上	分以内に発表
	○都市部など著しい被害が発生する	○日本や国外への津波の影響に関しても
	可能性がある地域で規模の大きな	記述して発表
	地震を観測した場合	
北海道・三	・北海道の根室沖から東北地方の三	後発地震への注意を促す情報を地震発生
陸沖後発地	陸沖の巨大地震の想定震源域及び	後 15 分~ 2 時間程度で発表。
震注意情報	その領域に影響を与える外側のエ	
	リアで Mw(モーメントマグニチュ	
	ード)7.0 以上の地震が発生した場	
	合。	
	なお、想定震源域の外側で	
	Mw7.0 以上の地震が発生した場合	
	は、地震の Mw に基づき想定震源域	
	へ影響を与えるものであると評価	
	された場合に限る。	

(2) 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- イ 福島県に津波警報等を発表したとき。
- ウ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき(群発地震等)。
- エ 特に発表が必要と認めた場合。

(3) その他

福島地方気象台は、福島県に津波警報等が発表されたときや福島県内で震度4以上の揺れ を観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況や地震の 概要を地震解説資料として発表する。

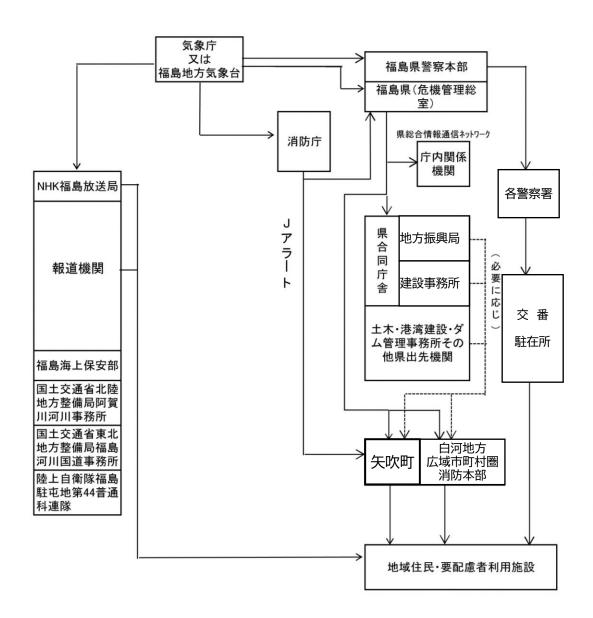
(4) 地震情報の受理伝達

- ア 関係機関は、地震情報等について、次の「地震情報等の伝達系統図」により迅速かつ的 確に伝達する。
- イ 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、町、防災関係機関に伝達する。
- ウ 町は、地震情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の必要な措置を行う。

(5) 緊急地震速報

- ア 気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上と予想した場合に、震度4以上を予想した地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。
 - (注) 緊急地震速報 (警報) は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。
- イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- ウ 町及び県は、福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地 震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達 する体制の整備に努める。
- エ 町、県及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災無線等により、住民等への伝達に努める。また、町は、住民への緊急地震速報の伝達にあたっては、防災無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

□ 地震情報等の伝達系統図



2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を 188 に区分した地域のことである。

また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。

本町が含まれる地域名称は「福島県中通り」である。

□ 震度の地域名称(福島県の陸域)



3 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置(うち、7箇所は気象台設置の震度計利用)した震度計による情報を 県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、県総合情報通信ネットワーク のファクシミリ蓄積システムにより町、白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)、地方 振興局及び庁内関係総室に送信される。

第2 被害状況等の収集・報告

被害状況等の収集・報告については、「第2編 第2章 第3節 第3 被害状況等の収集・報告」の定めるところによる。

第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に 実施し、通信の疎通を確保する。

通信の確保については、「第2編 第2章 第4節 通信の確保」の定めるところによる。

第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び防災 関係機関は相互の応援協定により適切な応急救助等を実施する。

相互応援協力については、「第2編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めるところによる。

第6節 災害広報活動

災害時において、住民等及び防災関係機関に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに、適切な行動を支援するため、町及び防災関係機関は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

災害広報については、「第2編 第2章 第6節 災害広報活動」の定めるところによる。

第7節 消火活動

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)及び消防団の全ての能力を活用して消防活動に取組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

第1 白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)による消防活動

白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し、総力をあげて消防活動にあたるとともに、消防団等を指揮して有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの被害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による 災害情報の収集を行う。

2 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消火活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

- (1) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、

河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動

消防団は、白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)と連携をとりながら次のような活動を行う。

1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火 防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防隊が到着するまでの間や消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)による活動を補佐し又は自らが積極的に活動 し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難指示等が発令された場合には、住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第3 県内隣接協定及び県内統一応援協定による応援

白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)は、単独での消防活動が困難であると判断した ときは、隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合 は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

第4 他都道府県への応援要請

1 応援要請の手続き

町長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって、知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請手続き(要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。)

町長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかに して知事に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 町への進入経路及び結集場所

(2) 援助隊の受入体制

他都道府県緊急消防援助隊応援消防隊の円滑な受入れを図るため、白河地方広域市町村圏消

防本部(矢吹消防署)は、担当者を明確にし、連絡体制を整えておく。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

2 隣接協定による要請

白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)が他県の消防本部と隣接応援協定等を締結している場合は、協定に基づき速やかに応援要請を行う。

3 消防庁長官への派遣要請

町長から他都道府県への応援要請を受けた知事は、必要と認められる時は、速やかに消防庁 長官に緊急消防援助隊の派遣等を要請し、その結果を直ちに町へ連絡する。

4 広域航空消防応援

町長は必要に応じて、県を通じて消防庁長官に対して、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

第8節 救助・救急

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出ることが予測される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実践する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになるため、住民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救援活動を実施する防災関係機関に協力する。

第1 町(消防機関を含む)による救助活動

町(消防機関を含む)による救助活動については、「第2編 第2章 第7節 第1 町(消防機関を含む)による救助活動」の定めるところによる。

第2 自主防災組織、事業所等による救助活動

自主防災組織、事業所等による救助活動については、「第2編 第2章 第7節 第2 自主防災 組織、事業所等による救助活動」の定めるところによる。

第3 白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)による救助・救急活動

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、 できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせ るとともに、他の防災機関と連携のうえ、救助・救急活動を実施するものとする。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に 救助・救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救助・救急活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行うものとする。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動するものとする。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動するものとする。

3 救助・救急体制の整備

矢吹消防署、消防団詰所及び地域集会施設等における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図るものとする。

第4 広域的な応援

広域的な応援については、「第2編 第2章 第7節 第4 広域的な応援」の定めるところによる。

第9節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動を実施する。

自衛隊災害派遣については、「第2編 第2章 第8節 自衛隊災害派遣」の定めるところによる。

第 10 節 避難

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」とする。

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は、相互の連絡調整を密にし、適切な避難誘導を実施する。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっているため、こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導については特に配慮する。

第1 避難指示等の発令

町長は、地震発生に伴う、火災、山崩れ、崖崩れ等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)を発令する。

また、災害が発生した場合又は切迫している場合は緊急安全確保(警戒レベル5)を発令し、 住民に対して命を守る最善の行動をとるよう呼びかける。

なお、地震発生後の降雨による災害については、「第2編 第2章 第9節 第1 避難指示等の 発令」による。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難指示等の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等を発令したとき、あるいは自 主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、民間宿泊施設等への避難を原則とするものの、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、町は、地震による災害の特性なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を 工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるよう に伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町は、避難指示等について、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努める。

また、町は大規模な地震が発生した場合には、必要に応じ、避難指示等を発令しなくても、

指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

□ 避難指示等の種類

12 /\	 発表される状況	居住者等がとるべき行動
区分		
【警戒レベル3】	「災害のおそれあり」	「危険な場所から高齢者等は
3 高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な	避難 ・高齢者等※は危険な場所か
同断有 寺姓無 (町長が発令)	告りへりのめる区域寺の同町有寺が厄険な 場所から避難するべき状況において、町長	ら避難(立退き避難又は屋
(四文が光节)	から必要な地域の居住者等に対し発令され	内安全確保)する。
	る情報である。	※避難を完了させるのに時間
	避難に時間を要する高齢者等はこの時点で	を要する在宅又は施設利用
	避難することにより、災害が発生する前ま	者の高齢者及び障がいのあ
	でに指定緊急避難場所等への立退き避難を	る人等、及びその人の避難
	完了すること(高齢者等のリードタイムの	を支援する者
	確保)が期待できる。	・高齢者等以外の人も必要に
	, and a second	応じ、出勤等の外出を控え
		るなど普段の行動を見合わ
		せ始めたり、避難の準備を
		したり、自主的に避難する
		タイミングである。例え
		ば、地域の状況に応じ、早
		めの避難が望ましい場所の
		居住者等は、このタイミン
		グで自主的に避難すること
		が望ましい。
【警戒レベル	「災害のおそれ高い」	「危険な場所から全員避難」
4	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災	・危険な場所から全員避難
避難指示	害リスクのある区域等の居住者等が危険な	(立退き避難又は屋内安全確
(町長が発令)	場所から避難するべき状況において、町長	保)する。
	から必要と認める地域の必要と認める居住 者等に対し発令される情報である。	!
	有等に対し発すされる情報である。 居住者等はこの時点で避難することによ	!
	り、災害が発生する前までに指定緊急避難	!
	場所等への立退き避難を完了すること(居	
	住者等のリードタイムの確保) が期待でき	
	る。	
【警戒レベル	「災害発生又は切迫(必ず発令される情報	「命の危険 直ちに安全確
5]	ではない)」	保!」
緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、即ち居	・指定緊急避難場所等への立
(町長が発令)	住者等が身の安全を確保するために立退き	退き避難することがかえっ
	避難することがかえって危険であると考え	て危険である場合、緊急安
	られる状況において、いまだ危険な場所に	全確保する。
	いる居住者等に対し、指定緊急避難場所等	ただし、災害発生・切迫の
	への「立退き避難」を中心とした避難行動	状況で、本行動を安全にと
	から、「緊急安全確保」を中心とした行動	ることができるとは限ら
	へと行動変容するよう町長が特に促したい	ず、また本行動をとったと
	場合に、必要と認める地域の必要と認める	しても身の安全を確保でき
	居住者等に対し発令される情報である。	るとは限らない。

区 分	発表される状況	居住者等がとるべき行動
	ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を判別が必ず把握する本情報ができるとは限らないこと等から情報でできるとは限らないる情報の状況を対しる。また、住居の構造・立地、周囲のおいで具体をの構造・立地、同時にはで見ば、明は自然を明にはでは、では、可能な範囲にはたがです。では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	

□ 避難指示等の実施責任者及び基準

1.7			
事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長	高齢者等は危険な場	人的被害の発生する可能性が
(警戒レベル3)		所から避難、高齢者	高まった場合において、避難
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		等以外も必要に応じ	行動に時間を要する者が避難
		避難の準備・自主的	行動を開始する必要があると
		に避難する。	認められるとき。
避難の指示等	町長	立退き及び立退き先	災害が発生し、又は発生する
(警戒レベル4)	(災害対策基本法	の指示	おそれがある場合において、
	第 60 条)	.,,	急を要すると認められると
			き。
	知事	立退き及び立退き先	災害の発生により、町がその
	(災害対策基本法	の指示	全部又は一部の事務を行うこ
	第 60 条)		とができなくなったとき。
	知事及びその命	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫
	を受けた職員又		していると認められるとき。
	は水防管理者		·
	(水防法第 29 条)		
	警察官	立退き及び立退き先	町長が避難のための立退き若
	(災害対策基本法	の指示	しくは「緊急安全確保」を指
	第 61 条)		示することができないと認め
			るとき。
			町長から要求があったとき。
	警察官	警告及び避難等の措	重大な災害が切迫したと認め
	(警察官職務執行	置	るときは、警告を発し、又は
	法第4条)		特に急を要する場合において
			危害を受けるおそれのある者

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
			に対し、必要な限度で避難の 措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	自 衛 官 (自衛隊法第 94 条)	警告及び避難等の措 置	災害により危険な事態が生じ た場合において、警察官がそ の場にいない場合に限り、災 害派遣を命ぜられた部隊等の 自衛官は避難について必要な 措置をとる。
	町長 (災害対策基本法 第60条)	高所への移動、近傍 の堅固な建物への待 避等緊急安全確保措 置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報

ア 地震情報

「本章 第3節 第1 地震情報等の受理伝達」による気象庁の地震情報

イ その他

町で定める基準に達したとき

(3) 指定行政機関等による助言

町は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

各災害に関する避難指示等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

2 避難のための指示の内容

町長等避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3)避難経路
- (4) 避難指示等の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難指示等を実施した者は、概ね次により必要な事項を通知する。

(1) 町の措置

ア 知事への報告*

町長は、避難のための立ち退き並びに立ち退き先を指示したときは、次の事項について 速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

(ア) 避難指示等の有無

- (イ) 避難指示等の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (才) 避難責任者
- (カ)避難世帯数、人員
- (キ)経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

【*:「様式編 様式7 避難命令及び状況報告簿」参照】

イ 住民への周知

町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、 本計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

ウ 関係機関への連絡

町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、 関係機関に連絡する。

- (ア) 県警察(白河警察署)、白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)、県の出先機関
- (イ) 避難所として利用する施設の管理者

(2) 他の機関の措置

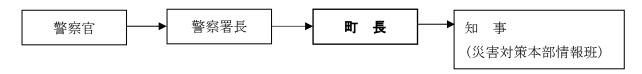
ア 県の措置

県は、町又は他機関から避難指示等の指示の通知を受けた場合、あるいは災害の発生により町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったため、自ら避難指示又は「緊急安全確保」の指示を行った場合、さらには水防法に基づき、自ら避難の指示を行った場合は、「本章 第6節 災害広報活動」により、広報を行う。

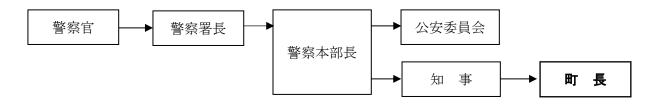
なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

イ 警察官の措置の報告系統

(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 職権に基づく措置



ウ 自衛官の措置



4 避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。 また、必要に応じて県に対し、避難指示等の解除に関して、必要な助言を求める。

第2 警戒区域の設定

警戒区域の設定については、「第2編 第2章 第9節 第2 警戒区域の設定」の定めるところによる。

第3 避難行動

避難行動については、「第2編 第2章 第9節 第3 避難行動」の定めるところによる。

第4 避難の誘導

避難の誘導については、「第2編 第2章 第9節 第4 避難の誘導」の定めるところによる。

第5 避難行動要支援者等対策

避難行動要支援者等対策については、「第2編 第2章 第9節 第5 避難行動要支援者等対策」 の定めるところによる。

第6 広域的な避難対策

広域的な避難対策については、「第2編 第2章 第9節 第6 広域的な避難対策」の定めると ころによる。

第7 安否情報の提供等

安否情報の提供等については、「第2編 第2章 第9節 第7 安否情報の提供等」の定めるところによる。

第11節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、福祉センター、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

避難所の設置・運営については、「第2編 第2章 第10節 避難所の設置・運営」の定めるところによる。

第12節 医療(助産)救護

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療(助産)救護活動を実施する。

医療(助産) 救護については、「第2編 第2章 第11節 医療(助産) 救護」の定めるところによる。

第13節 道路の確保(道路障害物除去等)

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うため、関係機関と協議のうえ、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

第1 優先開通道路の選定

1 選定基準

「第2編 第1章 第8節 第1 緊急輸送路等の指定」の中で指定された緊急輸送道路であること。

2 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及 び第3次確保路線の3つに大別する。

第2 資機材の確保

町は、県と連携を図りながら、障害物除去、応急復旧のための資機材の確保を図る。

また、矢吹町建設協力会等の関係団体と連絡を密にして使用可能な建設機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保を図る。

第3 道路開通作業の実施

町は、町内の道路網の被災状況を把握し、国、県等と連携し、道路開通作業を実施する。

1 町

町は、町内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、 町が所管する道路については、県警察(白河警察署)、自衛隊、白河地方広域市町村圏消防本 部(矢吹消防署)及び占用工作物管理者等の協力を得て開通作業を実施する。

2 県

県は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、緊急度の高い第 1次確保路線道路から開通作業を実施するものとする。

地域によって第1次確保路線から開通することが困難な場合は、第2次確保路線以下の道路 から開通するものとする。

なお、被害の状況により確保路線の開通が困難な場合は、確保路線以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路を開通するものとする。

このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、県警察(白河警察署)、 自衛隊、白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)及び占用工作物管理者等の協力を得て 行い、交通確保に努めるものとする。

また、必要に応じ災害復旧用応急組立橋による復旧を行うものとする。

3 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる 巡視を実施するとともに、管理用監視モニター等からの道路情報の収集に努める。被害があっ た場合は、確保路線の開通作業を実施するものとする。

また、迂回路等については、県警察(白河警察署)と協議するものとする。

4 東日本高速道路(株)

東日本高速道路(株)は、被害の状況を迅速に把握するため、速やかにパトロールカー等による巡視を実施し、遅滞なく確保路線の開通作業を実施する。

第14節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。 このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

緊急輸送対策については、「第2編 第2章 第12節 緊急輸送対策」の定めるところによる。

第15節 警備活動及び交通規制措置

大規模な地震の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通の混乱が予想される、関係機関と連携のもとに、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動を行う。

災害警備活動及び交通規制措置については、「第2編 第2章 第13節 災害警備活動及び交通 規制措置」の定めるところによる。

第16節 防疫及び保健衛生

地震被害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、 避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、災害によるストレス等に対する精 神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

防疫及び保健衛生については、「第2編 第2章 第14節 防疫及び保健衛生」の定めるところによる。

第 17 節 廃棄物処理対策

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき(以下、「災害廃棄物」という。) の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理については、「第2編 第2章 第15節 第1 災害廃棄物処理」の定めるところによる。

第2 し尿処理

し尿処理については、「第2編 第2章 第15節 第2 し尿処理」の定めるところによる。

第3 がれき処理

1 がれき発生量の推計

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等(以下、「がれき」という。)大量の廃棄物が発生することが想定される。

町は、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、 廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処 理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場 所を確保しておくよう努める。

なお、がれき量の推定には、木造1 m³あたり 0.35t、非木造1.20t を目安とする。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適

正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、圏外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、県と連携のもと、広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止

がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害(大気汚染)が発生するおそれがあるため、町は県と連携して、その実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関を指導する。

特に石綿については、町及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

町、県及び事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急 措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第4 廃棄物処理施設の確保及び復旧

廃棄物処理施設の確保及び復旧については、「第2編 第2章 第15節 第3 廃棄物処理施設 の確保及び復旧」の定めるところによる

第5 応援体制の確保

応援体制の確保については、「第2編 第2章 第15節 第4 応援体制の確保」の定めるところによる

第 18 節 救援対策

震災により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水、燃料等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する。

救援対策については、「第2編 第2章 第16節 救援対策」の定めるところによる。

第19節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとと もに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため、金融機関 による応急金融措置を実施する。

被災地の応急対策については、「第2編 第2章 第17節 被災地の応急対策」の定めるところによる。

第20節 応急仮設住宅の供与等

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に 対し、簡単な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

応急仮設住宅の供与等については、「第2編 第2章 第18節 応急仮設住宅の供与等」の定めるところによる。

第21節 死者の捜索、遺体対策等

町は、災害により死亡していると推定される者については、捜査及び収容を行い、身元が判明 しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

死者の捜索、遺体対策等については、「第2編 第2章 第19節 死者の捜索、遺体対策等」の 定めるところによる。

第22節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、LPガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、 生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな 応急復旧を図るための対策を実施する。

第1 上水道施設等応急対策

上水道施設等応急対策については、「第2編 第2章 第20節 第1 上水道施設等応急対策」 の定めるところによる。

第2 下水道施設等応急対策

下水道施設等応急対策については、「第2編 第2章 第20節 第2 下水道施設等応急対策」の定めるところによる。

第3 電力施設等応急対策

電力施設等応急対策については、「第2編 第2章第20節 第3 電力施設等応急対策」の定めるところによる。

第4 ガス施設「LPガス] 応急対策

1 出動体制

(一社)福島県LPガス協会は、震度4以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直ちに出動して二次災害の防止等の措置を講ずるものとする。

2 (一社)福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 地震等による災害が発生した場合等

震度5以上の地震が発生した場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置する。

この場合、町災害対策本部と緊密な連携をとるものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、「福島県LPガス災害対策 要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報するものとする。

(1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者 の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を 利用して直接PRを行うものとする。

(2) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報 するものとする。

アガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 復旧計画等

- (1)協会の現地災害対策本部長は、各設備ごとの被害状況を把握し、復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。
- (2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位 対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を 行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

第5 鉄道施設[東日本旅客鉄道(株)]応急対策

1 災害応急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて東北本部及び仙台支社内・現地 に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

この場合、待ち災害対策本部と緊密な連絡を図るものとする。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の 伝達情報収集を円滑に行うため、通信設備及び地震等に関する警報装置を整備する。

- (3) 気象異常時の対応
 - ア 施設指令は、福島地方気象台、関係箇所から地震情報等の伝達を受けた時は、速やかに 関係箇所に伝達する。
 - イ 輸送指令は、S I 値(カイン)が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止 を乗務員及び関係箇所長に指令する。
- (4)消防及び救助に関する措置
 - ア 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延 焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
 - イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救 護に努める。
 - ウ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部 を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。
- (5) 運転規制の内容

- ア 地震が発生した場合の運転取扱いは次による。
 - (ア) 地震計に 12.0 カイン以上 (一部 6.0 カイン以上) の場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。
 - (イ) 地震計に 6.0 カイン以上 12.0 カイン未満 (一部 3.0 カイン以上 6.0 カイン未満) の場合、初列車を、25 km/h 又は 35 km/h 以下の徐行運転を行い、施設の点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。
- (ウ) 地震計に 6.0 カイン未満 (一部 3.0 カイン未満) の場合、特に運転規制は行わない。 イ 列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。
- (ア) 迂回又は折り返し運転
- (イ) 臨時列車の特発
- (ウ) バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

- (1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。
- (2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。
- (3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備する。
- (4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、指定緊急避難場所等への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、指定緊急避難場所等へ避難するよう案内する。

第6 電気通信施設等応急対策

電気通信施設等応急対策については、「第2編 第2章 第20節 第6 電気通信施設等応急対 策」の定めるところによる。

第7 放送施設等応急対策

放送施設等応急対策については、「第2編 第2章 第20節 第7 放送施設等応急対策」の定 めるところによる。

第23節 道路、河川管理施設、公共建築物等の応急対応

地震発生時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優 先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、関係機関と連携のもと、対策を講ずる。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

第1 道路の応急対策

1 町・県管理道路の応急対策

町は、地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通の確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、県警察(白河警察署)との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(1) 応急対策

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告をするほか、障害物除去、応急復旧を行い、道路機能を確保する。

障害物除去について、道路管理者、県警察(白河警察署)、白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)及び自衛隊は、状況に応じて協力して必要な措置を取る。

ア町

- (ア) 町の区域内の道路の被害について、速やかに県に報告するほか、障害物の除去や被害 状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- (イ)上水道、下水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

イ県

(ア) 防災機関等への連絡

道路管理者は、地震による道路の被害状況、措置状況等の情報を、各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(イ) 点検措置

地震の発生後、道路等について、直ちに点検を行い、緊急に復旧計画を策定し、応急 措置計画を樹立する。

(ウ) 通行規制

地震災害発生と同時に、警察と協力して交通規制を行い、インターネット、ラジオ、 標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し交通 情報等を提供する。

(2) 復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

ア町

町は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県に被害 状況を報告する。

イ県

県は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに災害復旧 計画を作成する。

2 直轄管理の国道の応急対策計画(東北地方整備局)

(1) 基本方針

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 道路の被害状況等を速やかに把握し、県の災害対策本部情報班等の関係機関に連絡する。

イ 道路上の車両、道路上への倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

この場合、主要避難路及び緊急輸送路から優先的に実施する。

ウ 上・下水道、電気、電話等道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設の管理者に 通報する。緊急の場合は、通行の禁止又は制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘 導、広報等、住民の安全確保のため必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に 通報する。

3 東北自動車道、磐越自動車道及び常磐自動車道の応急対策計画 (東日本高速道路(株))

(1) 基本方針

地震災害が発生した場合は、東日本高速道路(株)の防災業務要領の定めるところにより、 非常災害対策本部長による非常体制を指令し、職員等の非常出動体制による災害応急活動に 入る。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

イ 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとる。

ウ 通行規制

地震災害の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報 板、看板、会社所有のパトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

エ 初期消火及び火災防止活動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓 等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努めると併せ、速やかに消 第23節 道路、河川管理施設、公共建築物等の応急対応

防機関等に出動を要請するものとし、消防機関等の行う消防活動に協力する。

オ 救出及び応急対応

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請する ものとし、消防機関等の行う救急活動に協力する。

カ 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合には、 通行規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に 協力する。

4 主要農道応急対策計画

(1) 基本方針

地震により被災した農道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。

特に農道のうち生活道路については優先して行い、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

町及び農道管理者は所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速やかに報告する。

イ 交通の確保

町及び農道管理者は所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。特に、農道のうち生活道路については、優先して措置する。

(3) 通行規制

町及び農道管理者は通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、 通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

5 交通安全施設応急対策計画(県警察(白河警察署))

(1) 基本方針

県警察(白河警察署)は、地震などの災害により信号機等交通安全施設の損壊、障害が生じた場合、迅速に対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、体制の整備及び主要交差点における交通信号機電源付加装置の設置等、交通安全施設の整備を推進する。

(2) 応急対策

県警察(白河警察署)が実施する応急対策は次のとおりである。

ア ヘリコプターによる被害状況の把握

- イ 信号機等の応急復旧
- ウ 交差点における交通整理
- エ 交通情報提供装置等による交通(道路)情報の提供
- オ 報道機関に対する交通(道路)情報の提供

第2 河川管理施設等の応急対応

1 河川管理施設応急対応

(1) 基本方針

町は、地震による被害を軽減し水防活動が円滑に十分に行われるよう、県に対し次の活動 の確保、堤防等施設の応急復旧を要請する。

- ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制
- イ 水防に必要な機具、資材及び設備の整備
- ウ 他市町村との間における相互の協力及び応援体制

(2) 応急対策

町は、応急対策として、県、東北地方整備局に対し次の応急対策を要請する。

- ア 町の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡、又は交換
- イ 水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助
- ウ 河川管理施設、特に重要水防区域の重点的な巡視と応急復旧

(3) 復旧計画

町は、復旧計画として、県、東北地方整備局に対し次の復旧計画を要請する。

- ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画の立案と従前の効用の回復
- イ 被災した箇所の把握と被害状況の報告
- ウ 災害復旧事業及び改良復旧事業の計画、従前の効用を回復、災害の防止と治水安全度の 向上

2 土砂災害防止施設等応急対策

(1) 基本方針

町は、地震により砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が発生、又は発生するおそれがある場合に、県が実施する施設の震後点検、土砂災害危険箇所の点検に協力する。

(2) 応急対策

町は、施設の震後点検により判明した被災状況について、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石等より二次災害が発生するおそれがある場合には、速やかな応急対策の実施を要請する。

3 ため池施設応急対策

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告する。

また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもとに直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

1 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、 次のとおり、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

2 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応 急対策を行い、被害の軽減を図る。

また、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害 活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

3 公共施設の応急修理

(1)被害状況の把握

公共施設の管理者は各施設の被害状況を、速やかに調査し、災害対策本部に報告する。

(2) 応急修理

軽易な被害については、各施設の管理責任者において応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、災害対策本部と協議のうえ、修理を行う。

(3) 仮設施設の設置

被害が著しく、執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し必要により仮設施設を建設する。

第24節 文教対策

町教育委員会及び学校長等は、地震災害時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、 学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、応急対策計画を定め、 災害時における応急対策を実施する。

文教対策については、「第2編 第2章 第21節 文教対策」の定めるところによる。

第 25 節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第2編 第2章 第9節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等に おいて配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保 健福祉サービスの提供等を実施する。

要配慮者対策については、「第2編 第2章 第22節 要配慮者対策」の定めるところによる。

第26節 ボランティアとの連携

大規模な地震により、町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。このため、町及び防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

ボランティアとの連携については、「第2編 第2章 第23節 ボランティアとの連携」の定めるところによる。

第27節 危険物施設等災害応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立する。

危険物施設等災害応急対策については、「第2編 第2章 第24節 危険物施設等災害応急対策」 の定めるところによる。

第28節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、知事は法 定受託事務としてその救助の実施にあたるものである。

災害救助法の適用にあたっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行細則等の定めると るにより、速やかに所定の手続きを行う。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法 又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

災害救助法の適用等については、「第2編 第2章 第25節 災害救助法の適用等」の定めると ころによる。

第29節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」(以下「支援法」という。)に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付する。

被災者生活再建支援法に基づく支援等については、「第2編 第2章 第26節 被災者生活再建 支援法に基づく支援等」の定めるところによる。

第30節 ヘリコプター等による災害応急対応

ヘリコプター等による災害応急対応については、「第2編 第2章 第28節 ヘリコプター等による災害応急対応」の定めるところによる。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定にあたっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期 に受けられるよう努める。

施設の復旧対策については、「第2編 第3章 第1節 施設の復旧対策」の定めるところによる。

第2節 被災地の生活安定

第2節 被災地の生活安定

大規模震災時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

第1 義援金の配分

第3編 地震災害対策編

義援金の配分については、「第2編 第3章 第2節 第1 義援金の配分」の定めるところによる。

第2 被災者の生活確保

被災者の生活確保については、「第2編 第3章 第2節 第2 被災者の生活確保」の定めるところによる。

第3 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給については、「第2編 第3章 第2節 第3 災害弔慰金の支給」の定めると ころによる。

第4 被災者への融資

被災者への融資については、「第2編 第3章 第2節 第4 被災者への融資」の定めるところによる。

第5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける制度である。

地震における火災等については、火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、町、県等は、その制度の普及促進に努める。

第2節 被災地の生活安定